

## 感染防止に関する施設利用者（主催者）の皆様へのお願い（令和5年5月8日以降）

国は、令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症の位置づけを、季節性インフルエンザと同様の5類へ変更することを決定しました。

当施設では、大規模集客施設であることを鑑み、当面の間、以下の取組・取扱いを継続いたしますので、ご理解・ご協力いただきますようお願い申し上げます。

### 全般的な事項

- 観客及び関係者（以下「利用者」）に対し、裏面の「利用者が遵守すべき事項」及び「利用者が運動・スポーツを行う際の留意点」を必ず事前に周知すること
- 利用者には、発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼び掛けること  
また、入場自粛に伴う払い戻し等の取扱いについて事前に明らかにしておくこと
- 屋内・屋外を問わず、マスクの着脱は個人の判断を尊重する。
- 三密（密閉・密集・密着）を避けるため、必要に応じて、入場制限や時差入退場等、適切な対応を行うこと
- 受付窓口や観客の入退場口、搬入口等の利用者出入口には、必要に応じて、手指消毒剤を設置すること

### 当日の参加受付時の対応

- 人と人が対面する場所は、換気を徹底すること
- 参加者が適切な距離をおいて並べるように目印の設置等を、必要に応じて、行うこと
- インターネットやスマートフォンを使った電子的な受付の一層の普及を図り、受付場所での書面の記入や現金の授受等を避けるようにすること

### 更衣室、シャワー及び諸室の利用

- 更衣室内は施設に備え付けの換気設備を常時稼働させておくこと
- 打合せ等で利用する場合、換気設備の無い施設においては、最低1か所以上の換気口の確保や30分に1回程度の空気の入れ替えを行うこと
- 施設を利用している間は、トイレ内の複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）については、必要に応じて、消毒すること

### ゴミの廃棄

- 利用の際に出たゴミは、各自持ち帰ること

#### 【参考】

『基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限、業種別ガイドライン等の取組の廃止に当たっての留意事項について』 令和5年4月27日 内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室

## 参加者が遵守すべき事項

- 以下の症状があるなど、体調が良くない場合には、自主的に利用を見合わせる
  - i 平熱を超える発熱
  - ii せき、のどの痛みなど風邪の症状
  - iii だるさ（けんたい感）、息苦しさ（呼吸困難）
  - iv 嗅覚や味覚の異常 等
- 必要に応じて、手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること
- 咳エチケットを徹底すること
- 感染防止のために施設管理者・主催者が定めた措置を遵守すること

## 参加者が運動・スポーツを行う際の留意点

- 強度が高い運動・スポーツの場合は、呼吸が激しくなるため、他の利用者、施設管理者スタッフ等との距離を確保すること（介助者や誘導者の必要な場合を除く。）
- 運動・スポーツ中に、唾や痰を吐くことは極力行わないこと
- タオルの共用はしないこと